

(注) 特例の概要については 62 ページ及び 65 ページを、「チェックシート」及び「添付書類」について 38 ページ及び 39 ページの㉑-1 と 42 ページ及び 43 ページの㉒-1 を参照してください。

申告書第二表の
②(35 ページ参
照) から転記し
ます。

※ 平成 27 年分の贈与税の申告書に個人番号(12 桁)の記載は不要です。
社会保険・税番号制度については、この「贈与税の申告のしかた」の裏表紙をご覧ください。

提出用

平成27年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

署受付
税印

受贈者の氏名 名古屋一郎

第一表の二（平成27年分用）（第二表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位：円）贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住 所

名古屋市北区〇〇丁目×番×号

名古屋市北区〇〇丁目×番

平成 27 年 06 月 06 日

35000000

フリガナ

ナコヤコロウ

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

(直系尊属)
1
父母
祖父母
以上以外
(注5)の場合に記入します。

平成 年 月 日

35000000

生年月日

335.03.05

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

(直系尊属)
1
父母
祖父母
以上以外
(注5)の場合に記入します。

平成 年 月 日

35000000

明治1, 大正2, 昭和3, 平成4

住宅取得等資金の合計額

30

贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の所在場所等

住宅取得等資金を取得した年月日

住宅取得等資金の金額

住 所

名古屋市北区〇〇丁目×番×号

名古屋市北区〇〇丁目×番

平成 年 月 日

35000000

フリガナ

ナコヤコロウ

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

(直系尊属)
1
父母
祖父母
以上以外
(注5)の場合に記入します。

平成 年 月 日

35000000

生年月日

335.03.05

氏 名

名古屋 吾郎

続 柄

(直系尊属)
1
父母
祖父母
以上以外
(注5)の場合に記入します。

平成 年 月 日

35000000

明治1, 大正2, 昭和3, 平成4

住宅取得等資金の合計額

31

非課税限度額（注2）

新築・取得・増改築等
に係る契約年月日

平成 27 年 10 月 30 日

32

15000000

③⑩のうち非課税の適用を受ける金額

33

15000000

③⑪のうち非課税の適用を受ける金額

34

35000000

非課税の適用を受ける金額の合計額（③③+③④）

35

15000000

（③②の金額を限度とします。）

③⑩のうち課税価格に算入される金額（③⑩-③③）

36

20000000

（③⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を

転記します。）

③⑪のうち課税価格に算入される金額（③⑪-③④）

37

35000000

（③⑪に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を

転記します。）

③⑥又は③⑦に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③⑥又は③⑦の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 28・2・17 提出した税務署 名古屋北 税務署

（注2） 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて次のとおりとなります。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日 ～平成27年12月31日 平成28年1月1日～平成28年3月15日

種 省エネ等住宅（※） 1,500万円 1,200万円

上記以外の住宅 1,000万円 700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-3-A4統一）（平27.10）

事例6

申告書第二表の財産の価額（35ページ参照）に転記します。

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

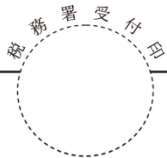
ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 申告書第二表は、特定贈与者（6ページの3（注2）参照）ごとに作成します。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平27.10)



相続時精算課税選択届出書

(平成27年分用)

平成28年2月17日

名古屋北 税務署長

受贈者

住所又は居所 〒×××-×××× 電話(×××-×××-××××)
名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ ナゴヤイチロウ
氏名 名古屋 一郎
(生年月日) (大・昭平 61 年 1 月 1 日)
特定贈与者との続柄 長男

私は、下記の特定贈与者から平成27年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤゴロウ
氏名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭平 35 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
- ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人又は孫であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (注) (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	印	電話番号
-------	---	------

※ 税務署整理欄	届出番号	名簿	確認
----------	------	----	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平27.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成27年中に特定贈与者(6ページの3(注2)参照)の孫が特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、「**㉑住宅取得等資金の非課税**」の概要については 62 ページを、「**㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例**」の概要については 65 ページを、「**㉓震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 67 ページを参照してください。

住宅用の家屋の取得等の態様	適用を受けようとする特例の種類	㉑ 住宅取得等資金の非課税 〔非課税限度額については、62 ページを参照してください。〕	㉒ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例 〔贈与者が 60 歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例です。〕	㉓ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 〔東日本大震災により被害を受けられた場合の特例です。非課税限度額については、67・68 ページを参照してください。〕
新 築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕		㉑－ 1 (38 ページ)	㉒－ 1 (42 ページ)	㉑－ 1 (38 ページ) ＋ ㉓－ 1 (46 ページ)
取 得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕				
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕		㉑－ 2 (40 ページ)	㉒－ 2 (44 ページ)	㉑－ 2 (40 ページ) ＋ ㉓－ 2 (48 ページ)

- (注) 1 「**新築**」には、平成 28 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 2 「**取得**」の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、平成 28 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。
- 3 「**増改築等**」には、平成 28 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。
- 4 「**㉑住宅取得等資金の非課税**」又は「**㉓震災に係る住宅取得等資金の非課税**」と「**㉒住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例**」とを併用して適用する場合には、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。



○ 贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「**相続税・贈与税特集**」【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」）をご利用ください。

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.7・8・9」の③の証明書等により証明がされたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか（注）。 （注）日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
11	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	【平成 27 年 12 月 31 日までに住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 は い⇒1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ⇒1,000 万円 （上記以外の住宅）	
	【平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 15 日までの間に住宅用の家屋の新築又は取得に係る契約を締結した人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧A-1」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	は い⇒1,200 万円 （省エネ等住宅） いいえ⇒ 700 万円 （上記以外の住宅）	

平成 年 月 日

受贈者の住所： _____ 受贈者の氏名： _____

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **④-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～12」は、38 ページのチェックシート④-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類	
2	① 受贈者の氏名、生年月日	☐
3	② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	
3	○ 源泉徴収票 など平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5
・
12

○ 住宅用の家屋の**新築に係る工事の請負契約書の写し**や**売買契約書の写し**など、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）及び新築又は取得に係る契約の締結をした日を明らかにする書類

7
・
8
・
9

【平成 28 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

① **登記事項証明書**
(注)1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。
2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。

② 次に掲げる**いずれか**の書類（取得した家屋が、チェックシート④-1の「9」の③に該当する場合のみ必要となります。）

a	耐震基準適合証明書
b	建設住宅性能評価書の写し
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。
2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日2年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。
3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日2年以内に締結されたものに限ります。

③ 次に掲げる**いずれか**の申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、チェックシート④-1の「9」の④に該当する場合のみ必要となります。）

	申請書等	証明書等
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

(注)1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限ります。
2 証明書等は、平成28年3月15日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限ります。
3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級1、2又は3であるものに限ります。

【平成 28 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

① **新築に係る工事の請負契約書の写し**などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類

② **新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類**（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。）

③ **新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類**

○「受贈者の居住」に関する事項

10	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】	
11	○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「非課税限度額」に関する事項

12

【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】

【平成 28 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】

○ 次に掲げる**いずれか**の書類

a

住宅性能証明書

b

建設住宅性能評価書の写し

c

次の①及び②の書類

① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定長期優良住宅建築証明書

d

次の①及び②の書類

① 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し

② 住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書

(注)1 「住宅性能証明書」は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限ります。

2 「建設住宅性能評価書の写し」は、住宅用の家屋の新築又は取得の場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるもののいずれかであるものに限ります。

新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得

①断熱等性能等級 4 ②一次エネルギー消費量等級 4 又は 5
③耐震等級 2 又は 3 ④免震建築物 ⑤高齢者等配慮対策等級 3、4 又は 5

建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得

①耐震等級 2 又は 3 ②免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級 3、4 又は 5
※ 住宅用の家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降に評価されたものに限ります。

【平成 28 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】

○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㊤-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「13」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
7	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
8	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.9」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
10	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものです。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

11	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
12	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

13	【平成 27 年 12 月 31 日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒1,500 万円 (省エネ等住宅)	
	【平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 15 日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㊤-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	いいえ⇒1,000 万円 (上記以外の住宅)	
		は い⇒1,200 万円 (省エネ等住宅)	
		いいえ⇒ 700 万円 (上記以外の住宅)	

平成 年 月 日

受贈者の住所： 受贈者のフリガナ氏名：

平成 27 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㊤-2 増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～13」は、40 ページのチェックシート㊤-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 27 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 26 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5 ・ 13	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）及び増改築等に係る契約の締結をした日を明らかにする書類	☐						
7 ・ 8	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注)1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	☐						
9	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 <table><tr><td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr><tr><td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr></table> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	☐
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
10	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等に係る工事の契約の締結をした年月日、その増改築等に係る工事が完了した年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						

○「受贈者の居住」に関する事項

11 ・ 12	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など （注） 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りします。	☐
	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「非課税限度額」に関する事項

13	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 <table border="1"><tr><td>a</td><td>住宅性能証明書</td></tr><tr><td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書</td></tr></table> (注) 「増改築等工事証明書」は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りします。	a	住宅性能証明書	b	建設住宅性能評価書の写し	c	増改築等工事証明書	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	
	a	住宅性能証明書							
b	建設住宅性能評価書の写し								
c	増改築等工事証明書								

平成 27 年分「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」のチェックシート⑧-1 **新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
5	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 （注）「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 （参考）「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋 ② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の②の書類により証明されたもの ④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋（上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。）で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No.5・6・7」の③の証明書等により証明がされたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
9	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所： 受贈者の氏名：フリガナ

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、42 ページのチェックシート⑧-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	
・	① 受贈者の氏名、生年月日	☐
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3

</

○「受贈者の居住」に関する事項

8	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
9			

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	☐
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

このチェックシートは、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 7 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。	は い	いいえ
5	平成 28 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 ㎡以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき、45 ページの「添付書類一覧⑧-2」の「No. 7」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたは日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。	は い	いいえ
10	あなたは、既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。（居住していない場合には、平成 28 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。）	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～10」は、44 ページのチェックシート⑧-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	
・	① 受贈者の氏名、生年月日	☐
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書の写しなど増改築等に係る契約の相手方（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類	☐						
5 ・ 6	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 (注) 1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	☐						
7	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 <table><tr><td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr><tr><td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr><tr><td>c</td><td>増改築等工事証明書（注）</td></tr></table> (注) 増改築等に係る工事が、住宅用の家屋について行う給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替である場合には、住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行ったリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類も併せて提出してください。	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書（注）	☐
a	確認済証の写し							
b	検査済証の写し							
c	増改築等工事証明書（注）							
8	【平成 28 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類 ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						
	【平成 28 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐						

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど (注) 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りします。	
	【平成 28 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
12	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No. 9・10」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	☐
13	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
14	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉔-1 新築又は取得用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

38 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」（以下「チェックシート㉔-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、8、9㉔・4、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「9」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

（注）「チェックシート㉔-1」の「9㉔」と「9㉔」のいずれにも該当しない人は、「チェックシート㉔-1」の「9㉔・4」の要件に代えて、このチェックシートの「7、8」の要件となります。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままです。）。 〔家屋の所在地： 〕 〔損壊の程度： 〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-1」の「7」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後 1 年を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	はい
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地： 〕 〔申告をした税務署名： 税務署〕	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「8、9㉔・4」に代わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
7	【取得した家屋が「チェックシート㉔-1」の「9㉔」と「9㉔」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】 取得した建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、耐震基準に適合するものとして 47 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 7・8」の①の書類により証明されたものですか。	はい いいえ	
8	【7で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき、47 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 7・8」の②の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、平成 28 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、47 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 7・8」の②の証明書等により証明がされたものですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「12」に代わる要件）

9	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 12」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】 はい ⇒ 1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ ⇒ 1,000 万円 （上記以外の住宅）
---	---	---

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No. 1、3・4・5、7・8（注）」は、46 ページの「平成 27 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧(A-1)」の「No. 1～12」（「No. 7・8・9」の左欄の②及び③を除きます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注） 「No. 7・8」の書類は、取得した家屋が「チェックシート(A-1)」の「9①」と「9②」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄																
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐																
3 ・ 4 ・ 5	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐																
7 ・ 8	① 次に掲げるいずれかの書類（チェックシート㉔-1の「7」で「はい」と回答した場合に必要となります。） <table border="1"> <tr> <td>a</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>b</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr> </table> （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。 ② 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（チェックシート㉔-1の「7」で「いいえ」と回答した場合に必要となります。） <table border="1"> <tr> <td></td><td>申請書等</td><td>証明書等</td></tr> <tr> <td>a</td><td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>b</td><td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td><td>耐震基準適合証明書</td></tr> <tr> <td>c</td><td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td><td>建設住宅性能評価書の写し</td></tr> </table> （注）1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限りします。 2 証明書等は、平成 28 年 3 月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限りします。 3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。	a	耐震基準適合証明書	b	建設住宅性能評価書の写し		申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	☐
a	耐震基準適合証明書																	
b	建設住宅性能評価書の写し																	
	申請書等	証明書等																
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㉔-2 増改築等用**

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

40 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、8、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

該当する回答を○で
囲んでください

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地：〕 〔損壊の程度：〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日〕 又は 〔居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後 1 年を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
3	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
4	あなたは、平成 23 年分から平成 26 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。	いいえ	はい
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地：〕 〔申告した税務署名： 税務署〕	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「8」に代わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「13」に代わる要件）

7	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No. 13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。）ですか。	【非課税限度額】
		はい ⇒ 1,500 万円 （省エネ等住宅） いいえ ⇒ 1,000 万円 （上記以外の住宅）

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 27 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 27 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための震災特例法固有の添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1、3・4・5」は、48 ページの「平成 27 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 27 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-2」の「No. 1～13」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
3 ・ 4 ・ 5	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐